

独立行政法人評価有識者会議  
農林漁業信用基金部会

農林水産省経営局金融調整課

独立行政法人評価有識者会議  
農林漁業信用基金部会

日時：令和7年7月30日（水）

会場：農林水産省第2特別会議室

時間：14：00～16：02

議事次第

1. 開会
2. 出席者紹介
3. 議事
  - ・独立行政法人農林漁業信用基金の令和6年度に係る業務の実績に関する評価について
4. 閉会

午後 2 時 00 分 開会

○永井課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会を開催いたします。

本日、お集まりの委員の皆様、それから関係者の皆様におかれましては、お忙しい中、また、大変暑い中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は農林水産省経営局金融調整課の永井と申します。資料の説明と司会進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日の会議ですが、対面とウェブの併用とさせていただいております。

まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料の方、お配りしているものですが、初めに「議事次第・出席者名簿・配付資料一覧」というものがございます。先週28日にメールで送付させていただいておりまして、電子ファイルの方ではファイル名が00、議事次第、出席者名簿資料となっております。それから、次に資料につきましては資料1から資料7までございますでしょうか。電子ファイルの名前も、その頭に資料01から資料07としております。

お配りしている資料は以上でございます。

本日の御案内ですが、終了予定時刻16時30分としております。大変長時間を予定しておりますが、少しでも早く終了を目指したいと思っております。

また、会議の途中で10分程度休憩を設けさせていただきたいと思います。

本日は、全委員5名の先生方に御参加していただいております。御多忙のところ、誠にありがとうございます。

御出席者を御紹介させていただきます。

まず、有識者委員の皆様でございますが、出席者名簿の順に御紹介させていただきます。

まず、草処委員でございます。

続きまして、黒田委員でございます。ウェブで御参加していただいております。

続きまして、工藤委員でございます。

続きまして、佐藤委員でございます。ウェブで御参加していただいております。

最後に、伊賀委員でございます。よろしくお願ひいたします。

次に、主務省の出席者を紹介いたします。

まず、財務省大臣官房政策金融課、手嶋課長補佐でございます。ウェブで御参加していただ

いております。

そして、農林水産省ですが、私の方から紹介いたします。改めまして、農林水産省経営局金融調整課の課長補佐の永井といいます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それから、経営局保険監理官付の越岡専門官でございます。

それから、林野庁企画課の堀井課長補佐になります。

それから、水産庁漁業保険管理官付の山本保険管理官補佐になります。

次に、農林漁業信用基金より平山総括理事、佐伯総括理事、鹿田理事を始めまして、各御担当者に出席していただいております。

平山総括理事の方から役職員の御担当の方も含めて簡単に御紹介していただければと思います。よろしくお願ひします。

○平山総括理事 では、私の方から簡単に御紹介したいと思います。

私、総務部門、それから農業部門、共済部門を担当しております、総括理事の平山でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、林業部門を担当しております、総括理事の佐伯でございます。

○佐伯総括理事 よろしくお願ひします。

○平山総括理事 続いて、漁業部門を担当しております、理事の鹿田でございます。

○鹿田理事 よろしくお願ひいたします。

○平山総括理事 続いて、総務部門、農業部門を担当しております、総括調整役の山田でございます。

○山田総括調整役 山田でございます。

○平山総括理事 続きまして、法人評価の窓口等を担当しております、企画調整室長の中野でございます。

○中野室長 よろしくお願ひします。

○平山総括理事 それから、総務課、経理課、人事課を担当しております、考查役の松本でございます。

○松本考查役 松本です。よろしくお願ひいたします。

○平山総括理事 続いて、農業部門の評価の窓口をしております、管理部長の中山でございます。

○中山部長 中山です。よろしくお願ひいたします。

○平山総括理事 続いて、林業部門の担当でございますけれども、管理部長の宮崎でございます。

○宮崎部長 宮崎でございます。よろしくお願ひします。

○平山総括理事 続いて、漁業部門の担当でございます、考查役の小池でございます。

○小池考查役 小池と申します。よろしくお願ひします。

○平山総括理事 それから、共済部門を担当しております、シニア情報分析職の秋山でございます。

○秋山シニア情報分析職 秋山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○平山総括理事 この法人評価の担当をしております、企画推進課の情報分析職、御前でございます。

○御前情報分析職 御前でございます。よろしくお願ひします。

○平山総括理事 同じく、課長補佐の高橋でございます。

○高橋課長補佐 高橋です。よろしくお願ひします。

○平山総括理事 続いて、課長補佐の田口でございます。

○田口課長補佐 田口でございます。よろしくお願ひします。

○平山総括理事 以上が信用基金の出席者でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○永井課長補佐 御紹介ありがとうございました。

有識者委員の皆様からの御意見ですとか御質問につきましては、我々主務省又は信用基金の方から回答を差し上げたいと思っております。

続きまして、独立行政法人の評価につきまして、簡単に御説明いたします。

この評価ですが、独立行政法人通則法に基づきまして、主務大臣が行うことになっております。そして、主務大臣が業務実績の評価を行う際には、評価の実効性を確保するという趣旨で、外部有識者の御知見を御活用させていただくということになっております。

本日の有識者会議は、資料ナンバーで04番になりますけれども、「農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領」に基づいて開催をしております。

続きまして、議事進行について御説明いたします。従来同様、主務大臣の評価案としてA評価以上とした項目、それから法人の自己評価と主務大臣評価が異なる項目を中心に、項目を絞って説明させていただきます。その後、質疑応答というように進めさせていただきたいと思つ

ております。

それでは、早速でございますが、資料ナンバー01の「独立行政法人農林漁業信用基金の令和6年度に係る業務の実績に関する評価書（案）」、こちらの資料を用いて説明の方に入らせていただきたいと思います。この資料が評価書の本体になるわけですが、事前レクのときと異なる箇所は、評価書の右側に主務大臣の評価という欄がございまして、その評価を入れたものとなっております。事前レクの段階では、主務大臣の評価欄のところには記載がなかったということでございます。

それでは、御説明する項目が多いので時間を要しますが、できるだけコンパクトに御説明してまいりたいと思います。

まず、主務大臣の評価（案）ですが、総合評価、資料の方、ウェブで御参加の方、追えているかどうかあれですけれども、ゆっくり説明しますと、表紙があつて1枚おめくりいただきますと、横長の表になっておりますが、もう一枚おめくりいただきますと、ページ番号が入っているページが1ページ以降というのが入っているものがございます。もう一枚おめくりいただいて、何ページかめくっていただきますと、表になっているものがございます。この箇所、ページ番号が書いていないので申し訳ないんですけども、この横長のAとかBとか書いてある表がございまして、こちらが総合評価を計算する上で使っている一覧表でございます。こちらにつきまして、主務大臣の評価（案）としては、総合評価はA評価としております。内訳を簡単に説明しますと、小々項目14項目中A評価が6、B評価が8、小項目8項目中A評価が3、B評価が5、中項目21項目中A評価が3、B評価が14、評価対象外項目が4となっておりまして、これらの積み上げた結果、総合評価Aというふうに主務大臣としても考えております。

それでは、これからA評価とした8項目、こちらについて順に御説明させていただきます。

まず、農業信用保険業務についてですが、17ページ、次のページ以降にページ番号が振つてありますので、17ページの方を御覧ください。番号で言いますと、第1-1-(2)-エ、その他事務処理の適正かつ迅速な実施という項目でございます。

こちらにつきましては、主務大臣による評価の箇所を簡単に御説明しますと、提出書類の簡素化の可否の検討について着実に実施されたということ。それから、大口引受案件の事前協議につきまして、10営業日以内の処理率が100%を達成し、目標の達成度合いでいいますと120%以上となって定量評価の基準上A評価となるのでA評価としております。これが1点目でございます。

続きまして、林業信用保証業務になります。ページで言うと、31ページの方を御覧ください。31ページでございます。番号で言いますと第1-2-(1)のイという項目でございます。社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援ということでございます。こちらについても主務大臣の評価はAということにしております。

簡単に内容の方を御説明しますと、これまで林業・木材産業災害復旧対策保証につきましては、林野庁長官の指定する災害というものに指定された災害のみを利用可能としておりましたが、発災直後、災害が発生した直後からの利用を可能とするため、災害救助法が適用された災害にも対象とするという見直しを行いまして、従来よりも迅速かつ前広に保証引受けを行えるようにした、このことにつきましては林業者等の実情を踏まえた法人の創意工夫のある取組でございまして、所期の目標を上回る成果と言えるため、A評価としております。これが二つ目でございます。

3点目ですが、同じ林業保証業務でございますが、37ページになります。37ページを御覧ください。番号で言いますと、第1-2-(2)-イ、代位弁済率の低減に向けた取組の実施でございます。こちらも主務大臣の評価をA評価とさせていただいております。

内容を簡単に御説明しますと、融資機関との事前相談制度につきまして、必要最小限の情報により保証応諾の可否に係る感度を回答できるようにするとともに、メールでの受付も可能とするなど枠組みを大きく見直しをしました。融資機関が相談しやすい環境を整えたことについては、融資機関と審査目線を共有し、適確な審査等を通じまして今後の代位弁済の低減に大きく寄与するものであると言えます。また、バンクミーティングなどに積極的に参加して適切な期中管理を行ったことなどによりまして、令和6年度の代位弁済率について指標値、こちら2%以下となっておりますが、この2%以下という基準を0.85ポイント下回る1.15%ということになり、目標の達成度合いで見ると120%以上ということとなっているため、A評価としております。こちらが3点目でございます。

続きまして、42ページの方を御覧ください。42ページでございます。番号で言いますと、第1-2-(2)-エ、その他事務処理の適正かつ迅速な実施でございます。

こちらについても事務処理の適正かつ迅速な実施に関する取組として、出資者の利便性向上に資するため、相続届以外の全ての手続について電磁的記録による申請を可能とするといった変更ですか、保証審査の稟議の全面的な電子化による事務負担の軽減などを図った取組によりまして、目標値の達成度合いで見ると120%以上となったため、こちらも主務大臣としてA評価と

しております。これが4点目でございます。

続きまして、次は漁業信用保険業務の関係になります。ページで言いますと、47ページになります。47ページを御覧ください。番号で言いますと、第1-3-(1)、社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受けというものでございます。こちらについても主務大臣による評価をAとさせていただいております。

内容の方を簡単に御説明しますと、保険引受残高の目標達成、こちらの方2,000億円確保という目標がございます。こちらに向けて漁業者団体ですとか水産庁などからの情報収集を行いまして、重点的に引受けを推進する対象について「信用基金が果たすべき役割と対応方針」というものに整理されました。その上で関係団体との連携を密に引受推進に取り組みました結果、令和6年度の保険引受実績は579億円、対前年度で104%ということになりました、前年度に比べ増加しております。なお、こちらの業務については、前の中間目標期間におきまして、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、経営に影響が生じた業者者向けの新規引受額が大幅に増加しております。それが今後それらの資金の償還が始まることによりまして、保険引受残高といったものも大きく減少が想定されるため、困難度が高い項目となっております。これらのことも踏まえまして、令和6年度の保険引受けで2,041億円を達成しまして目標値の達成度が100%以上となったため、評価としてA評価としているということでございます。

続きまして、同じ漁業信用保険業務ですが、54ページになります。54ページを御覧ください。番号で言いますと、第1-3-(2)-イ、保険事故率の低減に向けた取組の実施でございます。こちらも主務大臣による評価はA評価としております。

内容の方を簡単に御説明しますと、事例ごとに審査内容等を整理した「大口保証事前協議における信用基金の審査視点」というものを作成し、漁業信用基金協会へ提示されたほか、融資機関等が行う期中管理等の状況確認、各県域の融資機関と保証機関による協議を企画されたり、県域における今後の期中管理の方針を確認し、認識を共有するといった取組を行いまして、令和6年度の償還事故率が定量的指標、こちらが3%以下という目標値ですが、こちらの目標値を1.23ポイント下回る1.77%となりまして、目標値の達成度合いが120%以上となったため、A評価としております。

続きまして、59ページになります。同じ漁業信用保険業務ですが、59ページを御覧ください。項目で言いますと、第1-3-(2)-エ、その他事務処理の適正かつ迅速な実施でござ

います。こちらについても主務大臣の評価はA評価とさせていただいております。

こちらにつきましても農業や林業の事務処理の適正かつ迅速な実施と同様でございますが、簡単に内容を御説明しますと、事務処理の適正かつ迅速な実施に資する取組としまして、毎月信用基金から各基金協会・支所へ郵送している保険料の計算書などの紙媒体の資料につきまして、各基金協会などが電子媒体として一括ダウンロードできる機能を漁保システムに実装しましてペーパーレス化及び紙媒体の郵送を廃止するなど漁業信用基金協会の事務負担軽減を図るといった取組をされました。これによりまして、大口引受案件の事前協議、保険金支払審査、短期資金貸付審査につきまして、標準的な処理の期間内の処理率が100%となりました。目標の達成度合いで言いますと120%以上ということになるので、こちらにつきましてもA評価とさせていただいております。

最後ですが、続きまして漁業災害補償関係業務の方です。ページで言いますと、64ページになります。番号で言いますと、第1-5で、漁業災害補償関係業務でございます。こちらについても主務大臣による評価はAとしております。

内容の方を御説明しますと、幅広い漁業種類での不漁の継続、自然災害の影響などによりまして、中小漁業者の共済金の支払が高水準で推移しています。漁業共済団体への貸付けが継続している中、利用者への周知を図るため、ホームページにリーフレットを掲載したりですか、利用者の資金需要把握の実施ですか、漁業共済団体が必要とする共済金支払原資の安定供給に努めるべく貸付金利の引下げを実施されております。

このような業務を行う中におきましても、貸付けの審査について標準的な処理の期間内の処理率というものが100%となり、目標の達成度合いで言いますと120%以上となっているため、評価としてA評価とさせていただいております。

以上8項目が主務大臣評価としてA評価としたという項目でございます。

続きまして、法人の自己評価と主務大臣評価が異なる項目がございますので、こちらについて御説明させていただきます。こちらについて4項目ほどございます。順に説明します。

まず、ページで言いますと、15ページを御覧ください。項目で言いますと、第1-1-(2)一ウ、適切な求償権の管理・回収の取組の促進でございます。こちらについても事前レクのときにも申し上げましたが、目標に対して目標どおり実施していればB評価、目標を大きく上回る成果があればA評価ということになっております。目標というのがどこのことを指すかと言いますと、この表の中の年度計画に書いてある内容が目標ということになります。では、

説明していきますけれども、こちらの項目につきまして、まず自己評価の欄を見ていただきまして、法人の方の自己評価ではA評価ということになっていますが、主務大臣による評価はB評価とさせていただいております。

まず、信用基金の方の自己評価のところを御覧いただきたいんですけども、真ん中よりちょっと下ぐらいですかね、早期、令和7年3月にという以降のところでございますが、早期（令和7年3月）にガイドラインの策定を実現させるとともに、作成過程において農業信用基金協会とも検討を深めた結果、長期固定化求償権の減少に大きく貢献したことから、所期の目標を上回る成果があったと判断し、Aとするとされております。

それで、この箇所に係る目標がどのように書かれているかといいますと、年度計画の欄を、下から3行目辺りになると思うんですけども、（イ）農業信用基金協会の長期固定化求償権について、次のページになりますけれども、適切なタイミングでの償却・管理停止が行えるよう、農業信用基金協会の人員・体制等を考慮した償却の基準、タイミングについて参考となるガイドライン案を作成し、成案を得るべく農業信用基金協会の意見を聴取するとなっております。この目標に対して目標を大きく上回る成果があればA、目標どおりにほぼ達成しているというのであればBということになります。

主務大臣の方でどのように評価したかということを次に御説明します。

もう一度15ページの方に戻っていただいて、主務大臣の評価欄のところを読みながら御説明させていただきます。農業信用基金協会の長期固定化求償権について、適切なタイミングでの償却・管理停止を行えるようにするためのガイドライン案等を策定するという今年度の目標について、年度内（令和7年3月）に策定に至ったことは評価できると考えております。一方、自己評価でAとされておりますが、実際にこのガイドラインを適用して長期固定化求償権を減少させるというのは令和7年度以降になるということを踏まえますと、所期の目標を上回るところでは評価できないと考えております。以上を踏まえまして、所期の目標を達成しているとしてBとしたものでございます。なお、本項目についてですが、中期目標期間中に長期固定化求償権残高を半減するという定量目標も同時に設定されています。この15ページの上のデータのところを御覧いただくと数字が書いてあると思うんですが、参考値として483百万円というのが書いてありますが、中期目標期間中にこれを半減させるという目標もあります。6年度のところの数値を見ますと262ですので、ほぼ達成に近付いているという状況になっております。ですので、今回策定されたガイドラインの適用なども基金協会の方に聞いてもらったり

して、その削減効果も踏まえて次年度この数値目標についても達成できるのではないかと当方では期待しているところでございます。

続きまして、2点目は66ページを御覧ください。番号で言いますと、第2-1の事業の効率化という項目でございます。こちらの項目につきましても自己評価の欄を見ていただくとA評価、主務大臣による評価はB評価とさせていただいております。

まず、信用基金の自己評価の方でどのように書かれているかというのを見てみると、真ん中よりちょっと下ぐらいです。上記に加え以降のところでございますけれども、組織横断的な取組として、業務効率化プロジェクト（慣習的業務の見直し）を開始。若手職員の意見を踏まえ、信用基金内の作業依頼や連絡をMicrosoft Teamsに移行し、あわせて運用ルールを整備するなど重要な課題について解決策を策定及び実施したことによりまして、抜本的な業務効率化や組織の活性化に向けた取組を着実に進展されていることから、所期の目標を大きく上回る成果があったとして、Aとするという内容となっております。

この箇所に係る目標ですが、年度計画に書いてある目標はどのように書かれているといいますと、66ページの真ん中辺りからになると思うんですが、業務の質の向上及び業務運営の効率性を高め、効果的な業務遂行を実現するため、業務の点検・検証を業務運営の検証委員会で行い、必要な見直しを実施するとされております。繰り返しで恐縮ですが、この目標に対して目標を大きく上回る成果があればA、目標どおりであればBということになります。

主務大臣の方でどのように評価しているかというのを御説明します。また、ここを読みながら御説明させていただきますが、業務の質の向上及び業務運営の効率性を高め、効果的な業務遂行を実現するため、業務の点検・検証ですとか必要な見直しを実施するという今年度の目標に対しまして、組織横断的な取組として業務効率化プロジェクト（慣習的業務の見直し）というものを開始されて、業務効率化に向けた取組を実施していることは評価できるというふうに考えております。一方、自己評価ではAとされておりますが、信用基金内の作業依頼や連絡についてMicrosoft Teamsに移行したことですか、運用ルールの整備といった取組ですが、これは今年度の目標である業務運営の効率性を高めるための必要な見直しの範疇の取組ではないかと思われること。また、Microsoft Teamsの活用などは国などでも既に幅広く利用されていることでございますので、そういうことも踏まえますと、所期の目標を上回るとまでは評価できないと考えております。以上を踏まえて所期の目標を達成しているとしてBではないかというふうに考えております。ここですけれども、業務効率化というのもアウトカムというんで

すかね、A評価とするには目標を大きく上回る成果というものが求められることになりますので、成果的なものというのがなかなか確認できなかつたというところもございます。

例えはすけれども、業務効率化のアウトカムの例としていますと、コストの削減、超過勤務の削減とか経費の削減というんですか、ペーパーレスにするですか、生産性の向上ですかね、業務時間短縮ですか納期を短縮する。それから、職員の満足度の向上、労働時間の短縮ですか、ワーク・ライフ・バランスの改善といったようなものがあるとは思いますけれども、こういったものも負担にならない程度で把握して記載ということができれば、そこの評価というところもしやすくなるのではないかというふうには考えております。

続きまして、3点目でございますが、74ページを御覧ください。こちらは調達方式の適正化でございます。こちらの項目も自己評価の欄を見ていただくとA評価、主務大臣による評価がB評価とさせていただいております。

まず、信用基金の方の自己評価でどのように書かれているかというのを見ますと、74ページの自己評価の欄ですけれども、まず冒頭、調達合理化等計画に基づく一般競争入札の実施ですか、公告時期の前倒しなど計画に記載されている取組を実施した旨、記載していただいておりますが、新たな取組として書かれているのが、75ページ後になると思うんですが、上記に加えというところ以降かと思うんですけれども、読ませていただきますと、令和6年度において、1者応札・1者応募の抑制に向けて増加傾向にある情報システム関係の仕様書などにつきまして、PJMO支援業者の知見を活用して以下の新たな取組を実施したとされております。

1番として、見積取得時の声掛けリストに類似する案件を受託した事業者さんを追加すること。

二つ目として、重要な案件では見積取得時の回数を増やすことで業者との間でより密なコミュニケーションを実施すること。

3点目として、事業者との個別コミュニケーションの実施によりまして、要件や仕様の理解を促し、入札を辞退するリスクの軽減化という3点でございます。

以上の取組を行った結果、1者応札・1者応募となった入札が令和3年度から4年連続でゼロ件となったことから、Aとするというふうにしていただいております。

この箇所に係る目標が年度目標の方でどのように書かれているかというのを見ますと、年度計画の欄、戻って74ページになりますけれども、74ページの下の方になりますが、(1)調達等合理化計画というのがございまして、ア、信用基金が策定する調達等合理化計画に基づき

まして、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施するというのが目標となっております。

それでは主務大臣の評価をどのように評価したのかというところで、主務大臣の評価欄の方を御説明させていただきます。まず冒頭ですが、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「調達等合理化計画」を策定し、この計画に基づく取組を着実に実施するという今年度の目標に対しまして、計画を策定されて一般競争入札等を着実に実施されていることは評価できると考えております。

一方、自己評価ではAとされておりますけれども、「調達等合理化計画」では、1者応札・1者応募をゼロ件とするために、6年度の計画でございますが、再公告を行う方針としておりまして、再公告というものの方法ですけれども、大幅な時間と労力を要するため、迅速性の面では課題があるということ。令和6年度は実際には再公告は実施されず、1者応札・1者応募となった入札がゼロ件となったものの、入札の参加者数の大幅な増加などは確認できず、1者応札や1者応募というものは生じにくい環境ができたということまでは言えないのではないかということ。また、新たな取組として実施した先ほどの3項目ですが、1点目の見積取得時の声掛けリストに類似する案件を受託した事業者を追加というのは、「調達等合理化計画」の中に書いてある声掛け等による積極的な競争参加者の掘り起こし、ここに含まれる取組ではないかということ。それから、2点目の重要な案件では見積取得の回数を増やすことで、業者との間でより密なコミュニケーションを実施するとあるんですけれども、通常見積取得の回数を増やすというのは相見積りなどで実施されている方法ではないかということ。それから、3点目の事業者との個別コミュニケーションの実施により要件、仕様の理解を促して入札を辞退するリスクを軽減化することですけれども、こちらも一般的にシステム関係の入札の準備段階では、情報提供依頼、Request For InformationとRFIとかと呼ばれているものですが、提案依頼書、こちらもRequest For Proposalというようなもの、それから意見招請、こういったプロセスの中で当然行われるものではないのかなと思いまして、法人独自の取組とまでは言えないのではないかということ。それから、最後に4年連続でというところもございましたが、令和5年度以前実績は令和6年度の実績の評価の対象外ということになりますので、これらを踏まえますと、所期の目標を上回るとまでは評価できないのではないかということで、所期の目標を達成しているとしてBとさせていただいております。

今の説明で若干補足させていただきますと、説明の中で再公告の実施には大幅な時間と労力

を要するということを申し上げましたが、これは主務省の主觀で言っているわけではなくて、信用基金自身も再公告をするには大幅な時間と労力を要するということは認識されていることでございます。それから、一般的にシステムの入札準備段階で情報提供依頼ですとか意見招請といったプロセスを行われると記載しておりますけれども、これも主務省側でそうなんじゃないかと思って言っているというよりかは、一応信用基金にヒアリングをしておりますので、ヒアリングの回答の中で一応こういう中でやっているということを聞いた上での回答ですので、そのところを御承知おきいただければと思います。

最後ですが、92ページでございます。職員の人事に関する計画というものでございます。番号で言いますと、第4－2、職員の人事に関する計画でございます。こちらの項目も自己評価の欄を見ていただくとA評価、主務大臣による評価はB評価とさせていただいております。

まず、信用基金の自己評価でどのように書かれているかというのを見てみると、92ページ自己評価の欄で下から9行目ぐらいですか、上記に加えという以降の箇所になりますが、大きく分けて3点ぐらい書いてあると思うんですが、1点目としましては、令和6年9月に「人材の確保・育成に関する方針」の具体的な取組内容や信用基金の人材の育成、確保などに係る課題を多様な視点から総合的に検討するために、新たに理事長をトップとして主要役員を構成員とする人事委員会を立ち上げて検討を行ったということでございます。

2点目としましては、次に書いてありますように、信用基金が求める人材を確保するため、従来の採用活動計画を大幅に見直しまして、内容を充実させるとともに、その計画に基づいて大学等へのアプローチなどを積極的に実施されたということでございます。

最後に3点目として、テレワークの推進ということで、テレワーク推進する方針に沿って要件緩和等を内容とするテレワークの実施要領の改正を行ったということでございます。

これらにつきましても、目標の方でどのように書かれているかといいますと、年度計画の欄でございますが、92ページの下の方ですけれども、（2）というのがあります。人材の確保、育成というので、令和5年度に策定した「人材の確保・育成に関する方針」に基づきまして、以下の取組を進めると。

アとして、人材の確保、（ア）人事評価を反映した適切な人事管理の仕組みの構築、多様な働き方、短時間勤務ですとかテレワークなどの推進、ワーク・ライフ・バランスの実現などを通じた魅力ある就業環境の形成により、人材を確保するとなっております。この目標に対して目標を上回る成果があればAで、目標どおりであればBなのではないかということでございま

す。

主務大臣の方の評価の方を御説明したいと思いますが、92ページに戻りますけれども、人事評価を反映した適切な人事管理の仕組みの構築ですとか、多様な働き方の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現などを通じた魅力ある就業環境の形成により人材を確保するといった今年度の目標に対しまして、人事評価の見直し、役職ごとの役割定義書の作成など、人事評価と人事育成が一体運用となるように各種制度等の見直しを行って人事制度の充実を図っていることは評価できると考えております。一方、自己評価ではAとされておりますが、理事長をトップとされている主要役員を構成員とする人事委員会の立ち上げ、開催ですとか、人材確保のための大学等へのアプローチなどの積極的な実施というものにつきましては、この「人材の育成・確保に関する方針」を実行するための取組であり、成果があったとまでは言えないのではないかということ。それから、要件緩和等を内容とするテレワーク実施要領の改正につきましても、今年度の目標で多様な働き方としてテレワーク等を推進するというものがございますので、その範疇の取組なのではないかということを踏まえれば、所期の目標を上回るとまでは評価できないと考えております。

以上を踏まえまして、こちらについても所期の目標は達成しているので、Bとさせていただいたということでございます。

こちらの項目についても先ほどの業務効率化と似ているんですけれども、評価をAとするのは目標を大きく上回る成果があったということになりますので、また、人事に関するものはなかなか難しいとは思いますけれども、信用基金の方では職員へのエンゲージメント調査というようなものも実施されていると聞いておりますので、その結果を見てみるとか、採用活動についても求人倍率ですとかそういうもので評価というものができるのではないかというふうに考えております。こちらも負担にならない程度にそういうような内容を把握して記載していただければ、成果というものが見えやすくなるんじゃないかなというふうに考えております。

これで私たちの主務大臣からの説明は一旦終わりとなります、信用基金の方から補足説明ですとか御意見などがございましたら、御説明いただければと思いますのでよろしくお願いします。

○平山総括理事 どうもありがとうございました。

信用基金の方から、今、頂いた評価につきまして、我々の考え方を御説明させていただければと思います。

まず、今、我々の評価と大臣評価が違うもの、4点ございましたけれども、第1－1－（2）一、資料15ページのところでございます。適切な求償権の管理・回収ということで、これは保証機関として非常に大事なものでございます。ここにガイドラインのことを中心に書いておりますけれども、それ以外の項目もございまして、この項目の全体、取組全体について評価していただきたいなという希望がございます。

それで、このガイドラインのほかに回収事例というものを用意してございまして、令和5年から2件ずつ作っておりまして、令和5年、令和6年、2件ずつ、まだ4件でございますけれども、これを各協会にお示しして、回収事例についてはいろいろな事案があるので、経験のないことをやるとゼロから調べるのではなくて、事例集があると、そうか、こういうふうにやればいいんだなということで非常に参考になる。協会の皆さんから評価をいただいてございます。

それから、ガイドラインのこと、過去の経緯も含めて申し上げますと、まず、令和5年度にガイドラインの骨子を作ってございます。骨子をまとめたところで、6年度にこれを成案にするということで協会ともいろいろやり取りをしてございます。これがそのものでございますけれども、こういったものを各協会とも5年度からいろいろな項目について意見を交換させていただきました。償却のやり方は協会ごとに違ったりするので、こういうことはやっていいですかとか、我々のガイドラインに沿った対応をしなければいけないんですかということなど、5年度、特に6年度中心に意見交換をやっております。資料の中でも作成過程において協会とも検討を深めたというところで、確かに6年度末にできておりますけれども、その過程の中で協会の皆さんのがやはり求償権を回収・償却というのを進めなければいけないなという意識が高まって、先ほど永井補佐から御紹介がありましたけれども、中期目標期間中、5年でございますけれども、半減するという目標がありますが、2年度目でおおむね54%というところまで来ております。そういう意味ではガイドラインができたのは遅くて、そのガイドラインそのものについての成果は7年度かもしれませんけれども、その過程でいろいろ協会との議論をした結果、協会の皆様の機運が高まって、この数字、結果になったという理解をしているということで、この点、御留意いただければと思ってございます。

それから次、事務の効率化、第2－1というところでございまして、ページ数では66ページでございます。昨年度はこの項目、A評価を頂戴してございました。5年度は外部のコンサルに来ていただきまして業務の見える化に取り組んだところでございます。基金、かなり歴史があるのでけれども、昔からの同様のやり方で業務を行っているということで、ここで、一

旦、自分たちの業務を見直してみようということで取り組みました。

それで、6年度以降に具体的な見直しに取り組もうという道筋を付けたということで、5年度はA評価を頂いたと思ってございます。正に6年度は、今、御紹介のあったプロジェクト、若手職員が中心のメンバーでありますけれども、具体的には、今、御紹介のあったMicrosoftを活用した事務の効率化も含めて7件、こういったものを実際に基金でこうしようということを決めて取り組んでいるということでございます。ですので、5年度、道筋を付けたということを評価いただいておりますけれども、それを実際に取り組むというところが更に困難なところがあるので、そういうところも評価の中には考慮いただければよろしいかなと思ってございます。

あと私、令和5年9月まで農林水産省において、10月から基金の方に参ったわけでございますけれども、Microsoft Teams、国でも使っておりました。国と基金だと規模感が違つたりするので、正確な比較はできないと思うのですけれども、国でTeamsを活用しようということで取り組んでいましたが、基金の方は6年4月から導入したのですけれども、結構普及が速くて、体感的に言うと、国よりも基金の方がTeamsを使った効率化が速く進んでいるというふうに感じております。そういう意味では、事務の効率化という点では、6年度、Microsoft Teamsの活用というのは一部ですけれども、この1年でがらっと変わったなという印象がございますので、ここは我々自信を持って自己評価Aとさせていただいたということでございます。

それから次、調達方針の適正化でございます。ここは、かなり詳細な評価をしていただいております。ここも再公告の話が中心になってございましたけれども、それ以外にもいろいろな取組をしておりますので、是非、取組全体の評価をしていただきたいなというのが前提としてございます。

例えば、いろいろ御指摘ございましたけれども、再公告のところで結構時間と労力を要するということがございますけれども、手順が固まっておりますので、確かに再公告自体は手間が増えますけれども、追加的にプラスアルファで何か負担が掛かるということはございません。そういう意味では、再公告することによって、極端に負担が掛かるということではないかなというふうに思ってございます。

あと、例えば、入札参加者数の大幅な増加が生じていないという御指摘がございました。ただ、従前から幅広く声掛けを行っていますので、最近では、なかなか大幅な増加は見込めないというところが我々の思いでございます。

それから、見積りの取得時の声掛けを工夫したというところについて、それも計画の範疇ではないかということでございますけれども、今回、専門的な業者の方にアドバイスを頂くことによって、例えば、調達の内容も抽象的ではなくて、かなり具体的なものをお示ししております。そうすると、抽象的なものだと、最初、ぱっと見たときにやってみようかなと思って、後で具体的な内容を見て、でも、やっぱりやめましたということで辞退される方も多いということがあります。やはり具体的なを作れば応諾の確率は高まりますし、あと、やってみようかなという業者の感度が分かりますので、ピンポイントで声掛けをすることによって効率化が図られるということがあろうかなというふうに思ってございます。

それから、入札の辞退というところも、調達のときには要件とか仕様というものが大事でございますけれども、そこもきちんとしたものを用意しているということで、取りあえず手を挙げてみようということではなくて、これならできるという業者さんに手を挙げていただくことにより、調達の質が高まり、効率化も図れているのではないかと思ってございます。

最後に、5年度以前の実績に触れられておりましたけれども、ここ4年間でいわゆる1者応札・1者応募ゼロということですが、競争を確保するという意味では複数の応札を頂くということが大事でございます。4年間の積上げの実績というのは6年度の実績なので、5年度から前の実績は見ないというよりも、我々の努力が積み重なった結果が6年度に4年間連続ということになっているので、そこも5年度前の実績なので対象外ですということは、もう少し我々の地道な取組を評価していただきたいなというふうに思ってございます。

第4-2、職員の人事に関する計画でございます。これも昨年の評価のことを申し上げて恐縮なのですが、これはA評価を頂いておりました。5年度には我々の人事の基本でありますけれども、「人材確保・育成に関する方針」というものを作りまして、6年度以降の道筋を付けたということでA評価を頂いたというふうに思ってございます。6年度は、今、御紹介がございましたけれども、理事長をトップとする人事委員会というものを設けまして、役員、それから関係者を含めて議論を重ねて、人事評価を改めるということをはじめとして、各種施策を実行に移しているということでございます。

例えば、新規採用については、最近、人手が足りないということがありますので、できるだけ優秀な方に来ていただきたいということで取り組んだ結果、応募される方も前回の倍になるとか、あと、テレワーク制度もなかなか使われていないということで、どういうことが問題かというと、やはり方針が定まっていないというところがありましたので、まず、基金としての

方針を定めて、まず、基金としてテレワークはどういうふうに進めていくのかということを明らかにしつつ、制度自体が使いにくいという意見がありましたので、要領を見直して手続を簡素化するなど工夫をしてございます。確かに成果にまだ結び付いていない面というものがございますけれども、取組自体は我々質の高い取組をしているつもりでございますので、その点をよく参酌いただいて評価していただければと思っております。

駆け足でございますけれども、私からは以上でございます。

○永井課長補佐 ありがとうございました。

それでは、ここで一旦休憩の方を設けさせていただきたいと思います。今、14時55分ですので、10分間休憩を取らせていただきます。15時5分から再開させていただきたいと思います。

それでは、一旦休憩させていただきたいと思います。

午後 2 時 5 5 分 休憩

午後 3 時 0 5 分 再開

○永井課長補佐 それでは、再開させていただきます。

これから質疑応答の方に入りたいと思いますが、1点お願ひしたいことがございます。会場の方でマイクを使ってしゃべられる場合に、話し終わった後にマイクのスイッチを一旦切っていただきますようお願ひします。

それから、ウェブを併用しておりますので、会場の方で御発言される場合、まずお名前の方をおっしゃっていただいてから御発言いただきますよう、御協力をお願ひします。

それから、ウェブ参加者の皆様におかれましては、発言される場合、挙手をしていただけると有り難いので、よろしくお願ひいたします。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問をお聞きしたいと思いますが、順番は特にございませんので、御意見ある方からお願ひいたします。

○佐藤委員 私、発言していいんですか。

○永井課長補佐 発言の方、お願ひします。

○佐藤委員 ありがとうございます。熊本学園大学の佐藤です。

横断的な質問なんですけれども、取組を令和6年度に実施したんだけれども、成果が6年度内には見えないというのが幾つか共通であったと思うんですけども、それに対する考え方というのって整理されているのかどうか。例えば今年度のは成果が出ていない、今年度すごい頑

張った取組されているのに、今年度成果としては表れていないときに、来年度とかその次の年度の評価にどのぐらい参照されるものなのかなというのが1点と、もう一つ少し音声が途切れよく聞き取れなかったところがあったんですけれども、事業の効率化のところで、66ページですよね、66ページの事業の効率化のところで、取組だけじゃなくて実績が見えないと駄目なんじゃないかみたいなことを永井様の方から御説明いただいたと思うんですけれども、だから、それも年度横断的になる場合もあるよなということと同時に、そういう実績って目標に評価指標に明記されないですよね。明記されない、特にこれは質的な評価の場合に、どう判断するのかなというところをもう少し説明いただければ、少し音声が途切れたところもあって聞き逃したところもあるので、もう一度御説明いただければと思います。

○永井課長補佐 農水省の永井でございます。

今の御質問でございますが、取組について横断的というか、6年度に目標として掲げたもので成果が見えない場合、来年度それはどうなるのかという趣旨でございますでしょうか。まず、年度計画という目標そのものは年度計画という、先ほど御説明した評価書の中のそれぞれの年度で取り組む計画がございます。これは毎年度、法人の方で策定していただくもので、当然1年で去年やっているものを継続して取り組むというものもあると思っています。ですので、それについて去年は成果が見えなかったけれども、翌年度は7年度には成果が見えるということが出れば、それはそれで評価できるのではないかというふうに考えております。年度計画自体は毎年見直して法人の方で作成しますので、当然昨年度と引き続き毎年度違うものが書かれるというよりかは、継続して取り組むことが目標として書かれるということであれば、それはその中で去年は成果は出なかったけれども、今年は成果が出たというものがあれば、そこは評価の対象になるのではないかというふうに考えております。

この説明で何か御不明なところがあればお願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

今のお答えで少し確認したいのは、そうすると、昨年度、年度を越えた飽くまでもこの評価は年度計画に対する評価であって、年度を越えた整合性ということですかね、年度ごとの評価の整合性ということに関しては注意を払わないというふうに理解していいですか。

○永井課長補佐 農水省、永井です。

整合性と言われるのがあれですけれども、まず、年度年度で定めている目標に対してどうだったかというところでまず評価をします。ですので、6年度では成果というものまでは言えな

いというのであれば、目標どおりやられたのであればBということにしますし、目標を上回る取組があった、成果があったと言えばAということになるということでございます。整合性というか連続性みたいなお話なのかもしれませんけれども、目標の中には先ほど申し上げたように、中期目標期間中で達成するという、あらかじめそういうふうに定めている目標もございます。それは中期目標期間の5年間の中でどこかで達成できれば、最終年でもいいんですけれども、それよりも前に達成すれば、それはそれで早めに達成したということになりますし、そういう目標もございます。それは目標の定め方であって、あらかじめ年度をまたいだ目標というものもありますし、それはそういうふうにあらかじめ定めていますし、そうじゃなくて年度ごとにどういう取組をするかというのは年度目標のところで記載されているものに対してどうだったかというのを見るという、そういうことになるというふうに考えています。

○佐藤委員 分かりました。

○永井課長補佐 工藤委員、お願ひします。

○工藤委員 今の佐藤委員の意見に近い質問です。15ページの第1－1－（2）－ウの「適切な求償権の管理・回収の取組の促進」というところで評価が分かれています。主務大臣による評価は、「長期固定化求償権を減少させるのは令和7年度以降になることを踏まえれば」ということですけれども、この評価の視点としては、「取組の促進」ということになるでしょうから、それが目標を上回っているかどうかという判断が必要になるのかなと思うんです。ですから、主務大臣による評価は、「取組による成果」を評価しようとしているんですけれども、それであれば、「適切な求償権の管理・回収の促進」とるべきだと思うんです。ここはあくまで「取組」ですから、取組が目標よりも大きく促進されたのであれば、A評価ということもあり得るのかなと思いました。

それに関連して、評価が異なる部分で、例えば事業の効率化とか調達方式の適正化と言えば、これは成果が評価されます。その辺が今の佐藤委員の疑問とも関係してくるかなというふうに思いました。また、人事に関する計画の評価というのはなかなか難しいなと感じました。計画というのが大きく目標を上回るというのがどういうことになるのかというのがよく理解ができませんでした。

私が質問したいのは、15ページの評価についてです。

○永井課長補佐 ありがとうございます。農水省からお答えさせていただきます。

先生おっしゃるように、まず大前提として、これは固定化求償権というのを減らすという取

組を進めさせていただくというのが大きな目標でございます。それであるがために、5年間で数値目標というものを定めて半減するという目標がございます。まず、我々としましては、それは目標として前提として取組を進めていただいているので、6年度についても固定化求償権の額自体は減らしていただいているというのは事実としてありますので、その目標自体ではそれを減らすということは当然の目標なので、それを促進している、それをより大きくという場合には例えば固定化求償権半減以上とか、半減を超えるような削減があったということでは、数値の上では大きく上回るという取組の促進ということにもなるかと思うんですけども、この場合、まず前提として減らしているというのはあるので、そこはまず評価しているので、その段階では目標どおりにやっているということでBですと、B評価ですと。その上で、基金協会が先ほどの信用基金の御説明でもありましたけれども、償却していいのか悪いのか、どちらにしていいのか分からない、迷うような案件というところがあるのであれば、そこに対する手当てとして信用基金がこういうガイドラインを作って支援してあげると。道筋を付けるというんですか、どっちにしたらいいのかというのを判断しやすくしてもらうという、その取組自体がこれを固定化求償権の額を減らすという、そこを促進させる上でプラスアルファの取組などではないかというふうに捉えて、その取組自体によって減るというのが、それは7年度入ってからなんじやないかなというふうにこちらでは考えております。ただ、先生おっしゃるように、目標としてはこれを進めるということ自体が取組の促進というもの自体が目標だということはおっしゃるとおりでございます。

○工藤委員 ありがとうございます。

○永井課長補佐 それでは、黒田委員、お願ひします。

○黒田委員 黒田です。

先に御発言されたお二人の委員の方とほぼ同じ方向の話なんですけれども、私も事前レクのときにも単年度の評価ということで、そぐわない場合は中期目標の期間できちんともう一度評価されるんですかというようなことをお聞きしたわけです。今日やはりそこで成果ということが、やることによっては「実行する」ということで成果が出る場合と、「実行した後、何かの影響が出て成果が出た」という評価と2種類あると思うんです。それも既におっしゃられているとおりで、その場合に何年後に評価するかというのは、計画時にははっきりしなかったりすると思います。1年間で結果が出ることもあれば、2、3年掛かることもあると。そういうときに、今例えば自己評価という欄に成果については、これは2年ぐらいの猶予をもってもう一

度評価をしたいとか、何らかの書き込みというができると思うんです。それは佐藤委員もおっしゃったように、整合性がというところにもなるかと思うんです。違和感というか、気持ち悪さがやはりあります。本来評価すべきところでうまく評価の網に掛かってこないというふうな。ですから、こういう自己評価に関してはやったという段階では評価Bだけれどもと、慌ててAを付けなくとも成果が出た段階でもう一度そういう評価をするみたいな、ちょっとした融通の利く書き方はできないのかなというふうに思いました。

そのことに関しては、実はもう一つ、以前からやはり気になる点がありまして、コロナのときもそうだったと思いますけれども、社会情勢ががらっと変わるときがあると思います。そういうところで森林関係、林業関係ですと倒産が急に増えたとか、そういうときにお金回収しづらいとか、それも社会情勢の影響でこういう結果であったというのも、これは自己評価の中にむしろ書かれた方が中期計画全体の見直しといいますか、評価するときには状況がつかみやすいのではないかなというふうに思いました。なかなか本当にマル・バツで付けられない課題が多いからこそ、少しそういうアナログ的なといいますか、ちょっと書き足しというものがあれば、委員の方も理解しやすいように感じました。

以上です。

○永井課長補佐 ありがとうございました。

それでは、伊賀委員、お願いします。

○伊賀委員 会計士の伊賀です。御説明ありがとうございます。

私も前の委員の方と同じで、15ページのことをお話しさせていただきたいんですが、私もふだん決算をやっている立場ですと、年度末決算に間に合うように3月に出していくのになると、もしかしたら最終的に6年度の決算に実は間に合っていて、それ以外の求償権がかなり下がっている気がするので、もし要因があれば、それ以外の要因があるのであれば、それを書いていただくか、このガイドラインを作成する過程の中で判断基準を恐らくお伝えしていくと思うので、それに基づいて準備をしていて出た時点で、それに従った処理をされたとかだったら、6年度のもしかしたら成果になるのかなと思ったので、その辺りがもし分かるようでしたら書いていただくか、もし別の理由でかなりの減少があるなら、その理由を書いていただくのが良いのかなと思いました。

○永井課長補佐 ありがとうございます。

○平山総括理事 ありがとうございます。

確かに御指摘のとおり、本当に6年度に間に合っている可能性があるということなのですが、具体的な件数は調査しておりませんので、直ちに書き込むというのは難しいかなと思っております。確かにそういう要因はあるかなと思いますが、本当にガイドラインができたお陰でぐっと減ったかどうかという検証ができておりませんので、今の時点では難しいかなと思っております。

○永井課長補佐 草処委員、お願いします。

○草処委員 東京農工大学の草処です。御説明ありがとうございました。

ほかの委員の先生方と同じところがまず一つなんですが、言葉尻の問題かもしれないんですが、こちら年度計画を見ると、ガイドライン案を作成し、成案を得るべく農業信用基金協会の意見を聴取するといった形で計画が出されていて、実際には基金様の方としては、正式なガイドラインを出したという理解でよろしいですか、まず。

それに対して主務大臣の方の評価を見ますと、ガイドライン等を策定するという今年度の目標に対して、年度内に策定に至ったことは評価できるとあるんですが、これ何が、ガイドライン案なのかガイドラインなのか、どちらと考えればよろしいですか。

○永井課長補佐 農水省からお答えします。

こちらの方、年度計画で今先生おっしゃっていただいたように、参考となるガイドライン案等を作成しとっているのを受けて、こちらでもそのように書いたんですが、実際にできたものをしては、成果物としてはガイドラインのみということなので、言葉の関係ですと正確ではないかもしないので修正したいと思いますけれども。

○草処委員 正確に、要するに正式なガイドラインとして出したという基金様の方の自己評価と、農水省様の方のガイドラインをどういうものだったかという、そこのすり合わせは評価の上で必要かなというのを感じたので、コメントさせていただきました。

あと、業務の効率化のP66で、Teamsとかのオンラインツールを使って業務の効率化を図ったというところと、あと人事に関する計画とかのワーク・ライフ・バランスのところでテレワークとかもあったかと思うんですが、オンライン化とテレワークがうまく相乗効果を持ったとか、そういういったような感覚というのは基金様の方でお持ちだったかというところを少しお聞かせください。

○平山総括理事 信用基金の平山でございます。御質問ありがとうございました。

効率化のところと人事のところですけれども、それぞれ、例えば、テレワークの話について

は、実は、テレワーク用の機材を、今、ちょうど調達している一方で、Teamsは職場内で使っていることから、リンクはしてございません。ただ、現在、基金全体としてシステム化に取り組んでいますので、今、横の連携があるというわけではないのですけれど、基金全体として少しでもシステム化をして効率化しようという点では関連はしているかなとは思っております。うまい説明でないかもしれませんけれども、御理解頂ければと思います。

○草処委員 ありがとうございます。

その辺が成果として見えてくると、もっと結果出たかなというのが感じられる気がしました。ありがとうございます。

○永井課長補佐 それでは、ほかに御意見じゃなくても質問でも結構ですけれども、何かございましたらよろしくお願ひします。

佐藤委員、お願ひします。

○佐藤委員 熊本学園大学の佐藤です。

15ページの話が結構今、集中しているので今一緒に言ってしまおうと思っているところなんですけれども、まず、私、金融関係に関してはそんなにというか全く詳しくないので誤解もあるかもしれないんですけども、長期固定化求償権を数値目標として減らすんだということが出ているんですけども、これ自体の目標がいいというか、客観的あるいは合理的な目標なのかということについて私が判断できないので、どうなのかなというふうに思っているんですけども、その前提で聞いてください。

そうすると、これ結局不良債権処理するということですよね。そうすると、もうちょっと頑張ってもらえば返せるかもしれないというケースと、いや、これはやっぱりもうここで切つてあげた方がいいんじゃないかというケースとあると思うんです。そういうふうに考えると、数値目標の達成以上にどういう場合にどういう判断をしたらいいかということについて一定の方針を、しかも現場の実務に当たっていらっしゃる方と協議して、一定の方向性をお示しになった、また内容も私は見ても分からぬかもしれないがあれなんですけれども、そちらの方が評価できることなのではないかというふうに疑念を持っておりまして、そのことを踏まえて基金さんの方はA評価というふうに言っておられるのではないかというふうに想像しています。なので、それに対するB評価に下げるんだということの説明として、もう少し説明してほしいなというふうに思っております。

○永井課長補佐 ありがとうございます。

これ多分農水省の方からお答えする話だと思っておるんですけども、我々もこのガイドラインというのを作る上では信用基金の方から説明を受けております。これ自体は先生おっしゃるように、不良債権の処理というようなもの、恐らく8年以上固定化しているというものなので、返済の見込みがないものということが前提の認識なんすけれども、例えばどういう判断をしたらいいか、基金協会側が、これは例えば行方不明の方とか連絡が付かない方というの中には債務者の方でいらっしゃって、そういう場合に何回督促をしたらしいのかとか、もう連絡が付かないという方については、一定のどっちにするかという判断をどの基準でしたらいいのかというようなことを、それだけじゃないすけれども、一例でそういう話を申し上げたんですけども、そういうケースを我々も当然これを作る上で聞いていますので、我々の方も信用基金だけでこれを判断して作るというものではなくて、当然基金協会の意見とかも聞きながら、その上で我々にも一応了解をもらった上で出しています。ですので、我々の方の了解がないままに、主務大臣の方の了解ないままに出すということはないと思っておりますので、私どもの方も、これはできるだけ早くやった方がいいということで、相談に来られたときにはできるだけ迅速に対応しましたし、というようなことを踏まえた結果、Bだということで評価しているということでございます。

説明は以上でございます。

ほかに何でも結構なんすけれども、質問でも結構でございます。御意見でなくとも質問でも結構でございます。

○佐藤委員 15ページから離れてもいいでしょうか。

○永井課長補佐 よろしくお願ひします。

○佐藤委員 私、最も違和感を感じるのが74ページの調達方式の評価なんすけれども、信用基金の御説明では一番のセールスポイントとしては、1者応札・1者応募がゼロの実績を積み上げておられるということで、これはA評価なのではないかということと理解しておるんですけども、それに対して、その目標に固執し過ぎじゃないかというのが農水省としてのB評価の判定の理由というふうに理解していいんでしょうか。

もう少し補足すると、複数年度の連續性とか整合性とかというふうなのを考えたときに、前年度もここたしかA評価だったと思うんですけども、今回だけ下げる理由がよく分からない、どんなメッセージを送ろうとしておられるのかというところをお聞きしたいと思っています。

○永井課長補佐 ありがとうございます。農水省からお答えさせていただきます。

まず、評価自体は令和3年度と令和4年度については1者応札ゼロということを、その結果についてA評価としています。令和5年度、昨年度の評価からBとしております。何でそういうふうにしたのかというところでございますけれども、まず3年度と4年度については確かに3年度に初めてゼロを達成されたと思うんですけれども、確かにそこ3年度と4年度はゼロという結果と、複数の入札、競争入札という効果があったということでA評価としています。

昨年度ですけれども、昨年度からBということにしているんですけれども、まず基本的に、一旦目標としてゼロというので達成したことについて評価していますけれども、そこに全く課題がなかったのかということといいますと、方法として再公告という方法を取られているというのを聞いたというよりかは、ホームページで信用基金の方で公表している契約監視委員会の議事録なんかを見ますと、大幅な時間と労力を掛けて再公告まで実施する必要があるのかというような委員の問い合わせに対して、確かに大幅な時間と労力は掛けているけれども、柔軟に対応していくかという信用基金の回答でした。ですので、そこは柔軟に対応されるのであればいいのかなというふうには思っておりましたが、実際に再公告するということになると、何のために調達するかというと、信用基金の本来の業務は農林漁業者の方の信用補完のための業務を行うというのが本来業務ですので、それに必要なものとして調達されるんだと思っております。そうすると、一旦1者応札になったというのは飽くまでも結果であって、競争入札をやった結果1者だったということになると思っておりまして、再公告を行うということになると、先ほどそんなに時間は掛からないというお話をしたけれども、ある程度の公告期間を長く取らないと、手を挙げてくる業者というのも少なくなるんじゃないかなとも思いますし、もう一度仕様書の見直しから決裁があったりとかということで、職員の方のそれで超過勤務なども生じるんじゃないかなというところもあると思うんです。ですので、それに掛ける人件費とかコスト、経費の面というのと、再公告をしてもそっちの方が競争入札のメリットを享受して、そっちの方が合理的なのかというのは、これは比較していないのでどちらが有利なのかというのは分からぬですけれども、そういう課題もあったということを踏まえると、ですので、結果だけを見て評価するんじゃなくて、そこで新たな取組として何かされているのか、そもそも1者応札にならないような環境を作るというんですかね、ほかの法人さんですと要因分析とかに力を入れているようですが、例えば1者応札になった場合には、その原因なんかをアンケート調査を取ったりして、その原因をよく調べておくとかというような方法もあるんじゃないかなと思います。

ただ、大幅な時間と労力を要するということが明らかになりましたので、そこに目をつぶつて評価を同じ結果だけを見てA評価ということを続けることが果たして法人のためになるのかというところはあるんじゃないかなというふうに考えています。そういうことも含めて、新たな取組のところに着目して評価をするということにしたというのが当方の考え方ということになります。

以上です。

すみません、先生。信用基金の方からも発言があるそうなので、どうぞ。

○平山総括理事 信用基金の平山でございます。どうもありがとうございます。

この評価書なのですから、主務大臣の評価という欄を御覧いただくと、評価に至った理由の下に、指摘事項、業務運営上の課題及び改善方法、その他事項と付記して書く欄があるのですけれども、例えば、令和4年度を評価書を見ると、特段、何も書かれていないようです。もし、永井補佐がそうおっしゃるのであれば、そこに令和3年、4年まではいいけれども、5年からはこれまでどおりではなくて、こういう視点で改善したらいいのではないかという趣旨のことを書いていただければよかったです。評価の視点が変更されるのであれば、やはり評価書に書いていただかないと我々も分かりませんし、書類上、何も残っていないくて、その後、口頭でやり取りしていると、こんなこと、あんなことを言われるということがあるようです。であれば、書く欄があるので、ちゃんと書いていただければ、次の年から、我々としても御指摘いただいたということで方向転換することになると思います。いずれにしても、評価書に書いていないので、そういうことをしたいのなら書いていただければなというのが基金としての思いだということでございます。ありがとうございました。

○佐藤委員 私もいいですか。佐藤です。

○永井課長補佐 お願いします。

○佐藤委員 御説明で今回の1者応札がなかったというのが、1者入札・1者応札というのがなかったというのが結果論だということだと思うんですけども、1点、それが農水省としてこれは避けてほしいなと思うような多大な労力を掛ける再公告ではなかった、そういう処方までは使わなくてよかったです。これが指摘したいことと、更にそれはそれ以外の方法で入札参加業者を多く募ろうとされる基金の努力が実ったからそういう成果が出たかもしれないですね。なので、御説明、1者入札・1者応札がすごく現実離れした目標になってしまって、それで業務に支障が生じるということが今後懸念されるとすれば、それはやっぱりそういう指

摘はされていいと思うんですけども、今年度の評価としてすごくぶれた評価をされているよう聞こえるんです、私の立場からすると。なので、そういう印象を持ちますという意見です。

○永井課長補佐 ありがとうございます。

確かにそこの先ほど信用基金からおっしゃったようなところで、そういうところは書いていなかったというところは、我々の方で反省すべきことなのかもしれませんけれども、ただ、1者応札がゼロだったから即Aなのかという、そこだけを見てAにしていいのかというところはあるんじゃないかなとは思っています。これ例えば先ほども言いましたけれども、再公告を実施するという方針をずっと取られていると。例えば再公告して仮に2回目がまた1者でしたとしたら、もう一回また再公告するということになりますよね、それは確実にないというならありますけれども。その上で、そこを1者だから、1者がゼロだったからAなんですということにすると、逆に例えばどうしても急ぐ案件があった場合、それは柔軟に対応すると信用基金さんおっしゃっているんですけども、1者だからAというふうにするのであれば、そこが1者をゼロにするためだったら、急いでいる案件も再公告をするという方向に、そういう方向に判断するということにもなりかねないというところもあるんじゃないかなというふうには思っていますけれども、もし、信用基金の方から何かおっしゃりたいことがあればお願ひします。

○平山総括理事 ありがとうございます。信用基金の平山でございます。

確認ですが、再公告はしますけれども、再々公告まではしておりません。ルール上しております。ここも、結局、1者応札・1者応募がゼロになったのは飽くまで結果というか成果というか、それ以外にも調達合理化計画、いろいろな取組が書いてございまして、非常に地道な取組ですけれども、担当職員が一生懸命頑張って、例えば、公告までの期間もできるだけ時間を取りとか、いろいろな業者に声掛けするとか、本当に多いときは百何十件ぐらい声掛けするということをしております。そういう意味では、やはり、入札については、できるだけ複数の方に参加していただき、競争していただくということが大事だと思っていますので、なるべく結果的に1者応札を避けるということで、そのために公正な入札を確保するために頑張っていますので、そういう意味では、我々、この取組としては地道でありますけれども非常に重要な取組で、自分たちの評価としてもAということで自信を持って評価しているということでございます。

以上です。

○永井課長補佐 草処委員、お願ひします。

○草処委員 農工大の草処です。

こちらに関して御意見を双方伺っていて、これ非常に難しい問題だなと思いました。一方で、社会が望む、社会が公的なお金を使うことに対して望む資金調達方法と、実際の個別の例えは基金が自分の組織の運営にとって効率的な調達を行うというのが、恐らく違いますよね。そのすり合わせというか、そこをどういうふうに双方評価をされる、農水省、主務省の方と基金様の方でどういう形にもっていくのがいいのかというのをやはりどこかで合意を得るプロセスみたいなのが、それが基金おっしゃっていた指摘事項とかその他事項で次に書いてほしいという御意見だったかと思うんですが、そこがない限り、絶対ずれてくると思うんです、社会が望むものと組織にとっていいものって。恐らく法律って社会にとって望ましいところを突いてくるかなと思うので、ただ一方で、組織の評価になりますので、そこの双方の中間点になっちゃうのかもしれないんですけども、その合意点みたいなのを、そういう評価を通して取り合っていけるようになればいいんじゃないのかなというふうに感じました。

以上です。

○永井課長補佐 ありがとうございます。

ほかに御質問なり、御意見なりございますでしょうか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 すみません、何度も。

66ページにいきたいんですけども、事業の効率化です。最初にこの効率化に向けての取組とともに実績が必要という永井様の御説明が途切れ途切れなところも、音声が悪かったところもあって余りよく把握できていないんですけども、ここは昨年度の活動としては、たしか外部の業者に課題の洗い出しを委託されて、それを受けた今年度、基金自体が改善に取り組まれたということだったと思っておりまして、私の記憶では。昨年度の評価がAだったと思うんです。それを踏まえて考えると、今年度の令和6年度の取組の方が断然負荷が大きかったのではないかというふうに思うんです、基金が費やされた労力は大きかったと思うんです。そして、じゃ、何が改善されたかということについては、7件の課題解決の実施を決定しというふうなことが書いてあって、余り中身は評価書を読んだだけでは分からぬようになっているんですけども、昨年度と今年度の評価書から判断されることとして、令和6年度の方が頑張られているし、実績も上がっているような気がするんですけども、それがなぜ今年度はB評価になるのかが少し理解し難かったんですけども、その点いかがでしょうか。

○永井課長補佐 ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、目標を大きく上回る成果があったかというところで我々の方、見ておりますので、目標と比較してどうだったかというところになるんだと思っております。確かに昨年度はAということですけれども、昨年度Aだったから今年度もこれについてそのままAになるのかといったら、またそこはそれぞれの年度の目標というものを見て、その目標に対してどうだったかというところを見ております。ですので、今回ですと目標である、先ほど御説明したので繰り返しはしませんけれども、年度計画に書かれているところに対する目標を大きく上回る成果があったかというところなので、これについてだから、成果と呼べるものはどういう成果があったかというところが、この内容だけでは分からぬというところから、そういうふうに判断したということでございます。

以上でございます。

○佐藤委員 ただ、これはそういうふうに言われて年度計画を見ればいいんですよね。それを拝見すると、これこれを実施するというふうな書き方されているところが多くて、そうすると、この項目についてA評価とかいうカテゴリーを作ること自体が疑問に思ってくるんですけれども。

○永井課長補佐 ですので、年度計画でやや抽象的な大きくくり化した書き方になっていますけれども、その上で実際にやられた自己評価の内容というのが、それが目標を大きく上回るというところまで言えるのか、それか又は目標どおりなのか、目標の水準をやられているのかというところで、どちらなのかというところで判断しているということになります。

○佐藤委員 今回だけじゃなくて評価制度全体の問題かもしれないんですけども、書きぶりに評価が左右されるということに関して、それでいいのかという疑問は持ちますよね。

○永井課長補佐 ありがとうございます。

おっしゃるとおり文章だけではというところもありますので、ここは我々の方も反省点ですけれども、よく法人の方とヒアリングなどを行っておりますので、その辺は意見をよく聞いた上で、そのすり合わせみたいなところが不十分だったという御指摘もありましたので、そこは我々の方も反省しなければいけないとは思っております。

○佐藤委員 ありがとうございます。

あとついでなんですけれども、同じページで数値目標が、これは大丈夫なのかなと思つたりしているんですけども、一般管理費の削減対象になる部分に対して20%、5年間で削減す

るんですよね。

○永井課長補佐 はい、そのとおりです。

○佐藤委員 これは現実的な数字なんですか。

○永井課長補佐 ありがとうございます。

もしよろしかったら、信用基金の方から達成状況みたいなことを言えるんだったら。

○平山総括理事 今、資料を確認しておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。数字はあるのですけれども、率については、今、急ぎ確認をしているところです。

○松本考查役 信用基金の松本でございます。

経費の削減については、66ページの業務経費の抑制の5%以上というのを予算対予算の抑制ですので、5か年について1年ずつ1%ずつ抑制していくという予算立てをしております。そういうことで言いますと、毎年1%ずつ削減した予算立てしておりますので、ここの方は目標というか、ここは達成しておる状態でございます。

同じく一般管理費も、68ページの20%を5か年で毎年4%ずつ落とす予算立てをしておりまして、こちらの方も目標は達成できます。

以上でございます。

○平山総括理事 信用基金の平山でございます。

補足いたしますと、普通、決算で実際に実績が下がっていくということなのですけれども、今、独立行政法人のルール上、予算と予算を比べるということですので、予算上で確実に定められた割合で減らしていくということで、達成はできているということでございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○永井課長補佐 伊賀委員、お願いします。

○伊賀委員 会計士の伊賀でございます。

先ほどの66ページのところなんですけれども、1%ずつ削減をされているということであれば、先ほどコスト削減などが目に見える形で出ていないので評価がBみたいなお話をたどりうるので、1年ずつ1%でやっているなら、私も5%にいっていないからBなのかなと思っていましたけれども、いいのかなという気が少ししました。

あと一方で、効率化の内容のところがもう少しここに書いていただいた方がより適切な評価につながるのかなという気が少ししました。費用だけではなくて、多分ミスの削減とか、こういったところに掛かっていた工数自体は削減できたとかいうところもあるかと思いますので、

その辺りも記載された方がいい評価につながりやすいのかなと思いました。

○永井課長補佐 ありがとうございます。

では、ほかに御質問ございますでしょうか。

では、よろしいでしょうか。

それでは、特にこれ以上御質問等、御意見等ございませんようですので、本日の有識者会議についてはこれで終了とさせていただきたいと思います。

先生方、貴重な御意見を誠にありがとうございました。

本日の御意見を踏まえながら最終的な主務大臣評価を決定させていただきますが、必要に応じて御相談等させていただきたいと思いますし、また、議事録につきましても、取りまとめができる次第、御確認していただいた上で、評価書と併せて公表させていただきたいと思います。

本日は御多忙中の中、長時間にわたりまして誠にありがとうございました。適宜ウェブ参加の方々も含めて、退室をお願いいたします。どうもありがとうございました。

事務連絡ですけれども、今日、委員の方々へ本日使用しました資料について、もし不要であれば、この場に置いていって構いませんので、よろしくお願いいいたします。

午後4時02分 閉会